

日本資本主義における従属労働関係の法的構造 (その四)

— 産業資本確立期を中心とする研究 —

宇 田 咄 郎

(教育学部・法律学研究室)

On the Legal Construction of the Dependent Labour Relations in the Capitalism in Japan (Part 4)

— A Study at the Age of Establishing Processes of Industrial Capital —

By

Ziro UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kochi University)

第六章 寄 宿 舎 制 度 (労務管理の三)

序 説

寄宿舎制度は日本資本主義の一特徴をなす。これは、既にこれまで、多くの人々によって広く説かれてきたところであり、われわれもまた、この観点に立っていることはいうまでもない。また、本章を設けた所以でもある。

さて、日本資本主義の発展過程において、寄宿舎制が賃労働力の確保と不可分の関係において発達したことは周知の事実であるが、原蓄過程＝明治前期に目を向け、今これを寄宿舎制度の中心をなした紡績業についてみれば、例えば

「工場は偏僻の地に在りしが為め、男女工とも殆んど全部宿泊し、通勤する者はなかつた。女工の寄宿舎は邸宅北部の楼上三間、三十畳敷位の処で、其下は炊事場及食堂となつてゐた。(1)」

との「本邦綿糸紡績史」の筆者の記述に示される如く、工場規模の拡大に伴って、所要の賃労働力を通勤可能な節節内において確保することが次第に困難となり、遠隔地の窮民が加わるにつれて、寄宿舎制度は紡績資本にとって自己の存立基盤として自覚され始めたのである。

殊に20年以降の「職工争奪」の激化は、工場経営者をして賃労働〔力〕を自己の所有として自己の手中に確保しておくことを、一層必要ならしめたのであった。ここにおいて、結論めいたことを急ぐようであるが、寄宿舎制度を必要とする最大の理由を問えば、それは、論者をしていわしめれば、「寄宿舎に入れておかねば熟練職工が他へ奪ひ去られることである。寄宿舎は女工争奪を防ぐ城砦であつたといつても過言ではあるまい。(2)」とせられることにあるのである。かくて、何れにせよ、それは資本の賃労働〔力〕確保のための手段、つまり賃労働〔力〕の拘置制に外ならなかつたことは、これを否定しえないのである。

然しながら、原蓄過程＝明治前期と産業資本確立過程＝明治後期との間において、寄宿舎制度の存在性格は必ずしも同断に附しうるものではなく、「日本賃労働史論」の著者が

「明治前期の女子労働者が窮迫農民及び都市窮民の子女の中から形成され、しかも紡績業においては大工場制が、製糸業においてはマニユファクチュア地帯が成立して、多量の賃労働を必要とするに至ると、ここに……寄宿舎制度が成立をみるに至つた。それは日本における資本と賃労働との必然的な産物であつたが、明治前期は混乱と動揺の中からこの必然性が自己を顕在化させる過渡期であつた。(3)」

と記述する如く、明治前期においては、概括的にいって、寄宿舎制度は未定着的であり、拘置制と

しての寄宿制は未だ確立をみなかったのである。

寄宿制が賃労働の基軸となるのは明治後期以降であり、この点において、紡績業と、それより早期に寄宿制の確立をみた製糸業⁽⁴⁾との間に本質的に異なることはない。

ところで、どうやら、右において、われわれは、いささか結論的な表現をなした感がなきにしもあらずであるが、このあたりで前言を終り、次において、われわれの分析がとる時期である、産業資本の確立過程の段階における、寄宿舎制の本質を検討することにしよう。そして、それを通して、端初的工場生産関係における労働力管理の、更に他の側面での性格をさぐってみることにしよう。蓋し、寄宿舎管理もまた、広義の労務管理の一環を構成するものであるからである。

〔註〕

(1) 昭和12年刊、絹川太一「本邦綿糸紡績史」第1巻 302頁。

(2) 飯島幡司「日本紡績史」57頁。

「紡績の成立ならびに発達を誘導した最も重要な目的は、熟練職工の養成と職工争奪の防止とにあった。これを裏返していへば、職工確保のことは当時の紡績にとって最大の重要問題だったのである。」(飯島、同上書 61頁)。

(3) 隅谷三喜男「日本賃労働史論」203頁。

(4) 明治3年の前橋製糸場を先駆とし(例えば、明治4年の同製糸所「規定」を参照。「群馬県蚕糸業沿革調査」55～6頁)、明治5年官立の富岡製糸所において一応の確立をみた(同製糸所「繰糸伝習工女雇入方針得書」の内容を参照せよ。また同所において「工女寄宿規則」が制定されていた。前者につき、上掲「沿革調査」65頁、後者の「規則」につき、同書 65～8頁参照)。

また、富岡を模範とした器械、製糸マニユはほぼ同一の形態をとり、例えば、明治7年創業の松代六工社の場合も(「平野村誌下」147～8頁参照)、工女は「皆寄宿」(和田英子「富岡後記」11頁)であった。

第一節 前 提 (予備観念)

はじめに、一応前をふりかえってみる必要がある。われわれは、本章に至るまでの分析を通して、経営内部(労働過程)における労働条件が、職場での労働力拘束、即ち本来の意味の労働強制として現われたこと、また貯金制度なり、さては賃金支払期の長期化などが、同時に職場への拘束の手段たる意味をもち、更にはまた、生産過程における労働者の工場規律違反行為に対する私的制裁としての過度の罰金、苛酷なる体罰が、これまた労働強制の実態を形づくるものであることを、理解してきた。そして、初期の工場生産における、これらの形態における労働者の人身に対する拘束も、またこれと結合する労働強制も、それらが、法的決定に基づく、労働者の人格の自由を束縛し、自由意思を拘束するものとして、市民法＝民法原理と明白に対立し、矛盾する関係であることはいうまでもないが、私的関係(財産法の領域)としての工場生産関係において、かかる、自由意思によってのみ労働に義務づけられるということを前提とする〔雇傭〕契約概念に明白に異質的な労働関係＝支配関係が、支配的存在を示したということは、工場生産関係が強く身分的支配の形式に依存し、よって以て資本制的搾取が短期に強行されたことを意味するものであることも、理解しえた。

ところで、農奴制(Kolonensystem)的ないし奴隷制(Sklavensystem)的な恣意 Willkür＝強制 Zwang が過度労働の資本制的支配の上に累加される事態は、われわれをして、工場生産における支配関係の端的な表現である労働強制が、労働者に対する身分的支配と労働力に対する物権的支配との混合によって行われることを理解せしめるものであり、これ即ち、生産過程において、生産要素(労働力の商品化)としてよりも、すぐれて前借金の担保価値として把握された労働力が、労働時間内において、資本の自由なる濫用〔経営者の絶対的な権力〕の下に放置されていることによって、彼の人格的存在が自己を貫徹せしめえなかったとの評価をうけるべき事態なのである。端的に一言にしていえば、労働時間内における資本制 plus 封建制の支配である。

ところで、生産過程における、前近代的な強制と結びつく身分的支配ないしは物権的支配も、抽象的には、労働時間終了後はそこに一応打ち切られる事態が認識されるとしなればならぬ。否、

資本の側にとっていえば、たとい、かかる非合理的な過度労働であるにせよ、それを明日も可能ならしめるがためには、そのことは抽象的と考えられるべきことではない筈である。蓋し、生産要素たる「労働力」が、その実、人格的存在たる労働者によって担われており、その限りにおいて、資本の「労働力」充用上には、肉体的にも社会的にも、越え難き制約が附されているという常識が存するからである。つまり、明日の生産を志向する労働力の保全〔護〕への配慮が、労働時間外において、工場経営者の合目的にも、要請されなければならない筈である。また他面において、現実的にも、前借金債務の履行をうけるべきためには、契約期間中の労働力保護は、前借金債権者＝経営者にとって合目的なことであり、同時に合理的なことであるとしなければならぬ。この単純素朴な常識的自覚は、何れにしても、労働力の労働時間終了後における収容場所たる寄宿舎の管理の中に当然生かさるべきであり、従って、本来生産要素としては人格的存在たる労働力の、再生産の場所たる寄宿舎は、そのようなものとしての福利施設たるべきものでなければならない。

然らば、現実の事態はどうであったであろうか。寄宿舎は果して、——生産過程においては、身分的な強制 Zwang がその媒介契機をなし、よって、半封建的な、労働力の人格的存在を無視する如き労働条件を一方的に決定し、制裁を行うに値いしない些細なる“しくじり”や行為に対する苛酷な体罰＝半封建的懲戒を実行するといった、労働力に対する近代的合理的配慮の著しき欠如性、——つまり身分的支配——が、経営者の頭脳に濃厚に支配するところにおいて——それと呼ばれるに値いする存在形態を示すものであろうか。あるいはまた、寄宿舎は、それは民法典が「各人ノ生活ノ本拠ヲ以テ其住所トス」(第21条)という場合の法律上の住所に該当すると解釈されるものであるが、この住所たるにぶさわしき社会経済的価値を有するところのものであろうか。

右のことを換言すればこうである。即ち、一日の労働関係が終了し、労働関係＝生産過程〔＝労働過程〕から切り離されて、収容された、寄宿舎における労働力の管理が、労働関係＝生産過程——労働時間内において樹立され支配的であった身分的結合の原理に、再び依存するのか、いいかえれば、生産過程＝労働時間内における労働力支配の形式が、労働時間外＝寄宿舎内の労働力の管理の形式と、どのように、あるいは、どの程度に結びつき、もしくはどのように関係するかか、検討されねばならない。この検討に入るがための前提をおいたのが、上記の、本章以前の分析への回顧をなした蛇足的な記述の趣旨である。

第二節 寄宿舎の物質的条件

明治の官僚主義的社会政策学者関一でさえもは、その著書の中において、次の如き極めて注目すべき記述をなしている。

「大企業の発達に伴ふ資本と労働との突衝は直接の関係者たる雇主の側に於いても其緩和策若くば對抗策の必要を認むるに至りたるは当然なり。……本邦の企業家又は實際家は近年不知不識の間に新状態に應ずべき施設に腐心し、……雇主の労働者幸福増進設備は本邦に於ける現実の一問題となれり。……

「然れども……此制度の實行の精神又は実施の成績を研究することなく、半ば往時の主従主義を追懐し、半ば一切の恵与を以て社会上の利益となし、幸福増進設備なる美名に眩惑し、漫然此制度の利益を信ずるものあり。……然れども、少しく此制度の真相を探る時は斯の如き樂觀は到底消滅の外なきなり。」⁽¹⁾

かくて、関氏はそのいわゆる「雇主幸福増進設備中、寄宿舎、貯金、賞与金制度の弊害⁽²⁾」につき、われわれがこれまで屢々典拠となした明治政府調査「職事情」により、その要領に関する摘記をなしているが、右の中、貯金、賞与制度が、その「美名」に反して、その「真相」は幾多の弊害を伴い、これらの制度が、その実態性格において、制度自体の形式とは濃厚に異質的な、別途の作用を機能し、しかもそれが工場経営者の意図の中に存するものであり、従って、つまりは「美名に眩惑」さるべきものにあらざること、既にわれわれ自身も充分実証したところである。そこで、

ここでは、残された寄宿舎制度につき、われわれ自身において、その美名に眩惑されず、その「真相」、即ち実態性格を冷静に探ってみようと思うわけである。

一 寄宿舎の物質的諸条件

一 寄宿舎の物質的諸条件の概観

繊維工場一般として、その労働者の殆ど大多数を「寄宿舎」に入れるが⁽⁹⁾、このことと関連して、寄宿舎が宿舎たることを目的の一つにしていることは当然であるが、それが果して宿舎〔＝住所〕たるの物質的諸条件（広狭・汚潔度・夜具の有無などなど）を具備しているか否かが、先ず問われなければならぬ。例により、政府調査「職工事情」の報告を資料として、その一端の「真相」をみれば、以下の如くである。

(イ) 近代的大工場制＝紡績工場にあっては

「寄宿舎ハ紡績職工ノ住居トシテ最も広く行ハレ……寄宿舎ハ大抵木造二階建ノ長屋ニシテ一室ノ広サハ十畳乃至二十畳ナルヲ通例トスルモ……近時漸ク小室ニ区画スルノ傾向ヲ生ジ⁽⁹⁾」

との同「職工事情」の報告が示す如く、独立の寄宿舎を有するが、マニュ・生糸工場においては、多くの場合、宿舎の第一条件たる、独立の建築物たることを欠如し、工場建物の一部を利用し、しかもそれさえも宿舎たるには余りにも貧弱でありすぎるものであった。

「長野、岐阜等ノ地方ニテハ多数ノ工場ニ於イテ特ニ寄宿舎ヲ設ケタルモノナク、或ハ工場建物ノ一部分ヲ割キテニ充テタルアリ、或ハ執業場ノ二階若シクハ事務室ノ二階ヲ以テシタルアリ、已甚シキハ倉庫ノ一隅ヲ仕切ッテ寄宿舎トナセルモアリ、或ハ物置ノ二階ヲ以テ寄宿舎トナシ其下ニハ石炭ヲ貯藏セルモノアリ、其設備ハ甚ダ不完全ナリト云フノ外ナシ。⁽⁶⁾」（「生糸職工事情」の報告）

家内工業＝織物工場においては、なお一層粗悪な条件が、より一般的であった。

「寄宿舎ノ完全ナルモノ稀ニシテ其名寄宿舎ト云フト雖モ其實質ハ勿論体裁スル備フルモノナシト云フモ敢テ過言ニ非ズ、多数ノ工場ニアリテハ特ニ寄宿舎ヲ設ケルモノナク、或ハ住家ノ一部分ヲ割キテニ充ツルモノアリ、或ハ昼間管巻、糸繰場ニ使用シ夜間是等器具ヲ取付片ケ寝所トスルモノアリ、或ハ工場ノ二階ヲ用フルモノアリ、或ハ工場ノ一部ニ薄縁ヲ敷キ寝所トナスモノアリ、或ハ物置ノ一部ニシテ器械器具ノ散乱セル場所ヲ寄宿舎トナスモノアリ。⁽⁶⁾」（「織物職工事情」の報告）

(ロ) 宿舎内部の状況——その絶対的広さと寝具の配慮などをみるに、官庁の調査によるも次の状態である。家内工業的織物工場の場合。

「大概一畳ニ就キ工女一人ヲ容ルルモ往々二畳ニ付工女三人位ニ当ルコトナキニアラス、床ハ一般琉球表ヲ敷ケルモ単ニ板間ニ薄縁ヲ敷ケル所アリ……押入……箆筒……ハ稀有ニシテ多クハ……寝具其他工女ノ所持品ヲ一隅ニ積上ゲ居レリ、……」

「工女ノ寝具ハ各工場ニ於テ……概ネ二名ニ付キ一具（冬期ハ蒲団一枚夜具一枚）ヲ貸ス……而モ其寝具ハ年二回位工場主ニ於テ之ヲ洗滌スト云フト雖モ概ネ不潔ニシテ中ニハ糞柄ノ判然セザル如ク油浸シタルモノアリ。⁽⁷⁾」（「織物職工事情」の報告）

生糸工場も概ね同様の状態。

「大概一畳ニ付キ工女二人ニ対シ夜具一組（上下各一枚）ヲ給ス、室ニ押入モナク棚モナク往々畳ニ代フルニ藁ヲ以テシタル処モアリ、……地方ニ依ッテハ夏分蚊帳ヲ給セズ云々⁽⁸⁾」（「生糸職工事情」の報告）。

大工場制・紡績工場においてさえも

「一畳ニ付キ一人ノ割合ヲ普通トス、然レドモ紡績業ハ何レモ昼夜交代業ナルガ故ニ休日ノ外ハ一人二畳ヲ占ムルコトトナルナリ……寝具ハ工業主ノ貸与スル処ニシテ一人ニ付四布蒲団各一枚又ハ二人ニ三枚ニシテ冬期ニハ二人一組トナリ同衾スルヲ常トス。⁽⁹⁾」（「綿糸紡績職工事情」の報告）

の状態にあった⁽¹⁰⁾。

(ハ) 寄宿舎の構造〔＝施設〕。

注目すべきは、各室に「錠ヲ卸ス」こと、避難設備なきは普通であり、そのために火災に際し女

工の無惨な焼死を惹起したが、これに対する経営者の社会的反省が欠如したこと、しかも徹底的に不衛生であったことである。織物工場において、

「室内ノ通風採光ニ関シテハ無論不完全ナリ、而モ掃除不行届ナルヲ以テ大抵一種ノ臭気ヲ存ス……
「避難設備ニ至リテハ全く絶無ノモノ多シ……非常口ノ設備ナク偶々非常口トシテ一隅ニ引戸ヲ設クル所アルモ平時ハ之ヲ閉鎖セリ、……………」

「尾張美濃地方ニ於ケル工場中工女ノ風紀取締上終業後寄宿室ノ出入口ニ錠ヲ下スモノアリトハ屢々聞ク所ナリシガ、先年愛知県栗原郡光明寺村某工場ヨリ失火シ女工三十余名焼死セシコトアリ、新聞紙上ニ於テ該地方ニ於ケル工場主ハ夜間寄宿室ノ出入口ニ錠ヲ卸スガタメ逃路ナク遂ニ焼死セシメタリト記載セリ。(11)」「(織物職事情)の報告」

この監禁的寄宿制による多数女工の焼死事件については、明治32年の第10回帝国議会において「工場取締及之に従事する労働者の保護に関する」一議員の質問中にも、前掲「職事情」報告中の新聞報道と同じく

「[其時の景況は新聞に記載してあります如く、]
女工の出入を厳禁するために二階に宿泊せしめて其表より鉄の錠を下して置いたと云ふことである。出火の際に其の錠を外すことを致さぬので、無惨にも三十一名の工女を瞬く間に白骨に化せしめたのである(12)」

の事実が指摘されたのであって、この議会質問により該事件は当時において相当の社会的反響を生ぜしめた如くである。

生糸工場においても事態は同様であり、また同様の原因による焼失事件が報告されている。

「某地方ノ寄宿室ニテハ各室ニ引戸アリテ錠ヲ卸シ又廊下ノ出入口ニモ格子戸アリ与ニ錠ヲ卸ス様ニナレリ、又寄宿室ニシテ二階ナル場合ニハ梯子ノ上部ニ引戸アリテ同一ノ装置ヲナセルヲ見タリ、是レ盗賊ノ防禦及ビ風紀ノ取締ニ必要ナリト云フ、夫レ或ハ然ラン、近年工場、病院等失火ノ際、寄宿室ハ出ルニ路ナク多数ノ人ヲ焼死セシメタル事例アリ云々(13)」「(生糸職事情)の報告」

(二) 住居と不可分の食事の状況は如何。

唯一つ「工女が日々快樂トスル食物」(註14同所)は正に囚徒食的な粗悪そのものというべく、織物工場の場合、

「飯ハ米七麦三ノ如キハ上等ニシテ普通ハ米三分麦七分位ナリ、副食物ハ味噌汁、沢庵及ビ菜大根等ノ煮付トス。(14)」「(織物職事情)の報告」

「此家ハ食事ナド米一合ニ麦九合ノ割合ニテ副食物ハ汁ニ漬物キリニテ誠ニ食ハレタルモノデハアリマセン、其上朝ハ五時頃カラ起サレ不景気ノ時分ニハ夜十二時頃迄モ仕事ヲサレ云々(15)」「(機織女工)の「職事情」調査員に対する談」

近代的大工場制＝紡績工場はやや良好の如くであるが、それにしても、次の如き状況にあった。

「米質下等ニシテ且ツ炊キ方ノ粗雑ナルタメ一種ノ臭気アリ、口ニ適セザルモノ多キガ如シ、此点モ亦職工ガ寄宿舎ヲ厭フノ一因ナリト云フ。(16)」「(綿糸紡績職事情)の報告」

元紡績女工の同上政府調査員に対する談によるも、

「此ハ来リ時ハ食物ハ日本ノ白米ヲ喰ハセル筈ナルニ實際南京米ノ下等ナルモノト(下等ト来タラ臭クツテ私ニハ喰ヘマセン)ノミヲ用ヒタレバ違約ナリトシ以来ハ契約通りノ白米ヲ喰ハシ菜モ相当ノモノヲ与ヘ呉レト迫リタリ、……此談判ノ為ニ私等九州者ハ喰物丈ハヨクナリシモ会社社殊ニ直接私等ノ上ニ立ッテ監督スル者ハ非常ニ私等ヲ憎ミ、何カニツケテ、ツラク当リ殆ンド堪ヘ難キモノアリ、以来賃銭ハ少シモ上ラズ、困リマシタ(かくてついに彼等は「逃走」を敢行したのであった——宇田。(17))」

右の女工談が示す如く、食物の粗悪を改善することを要求(自由意思の表示)したことにより、苛責と労働条件の差別待遇が行われる如き、経済外的な一方的支配の下において、例えば、既出の「体ノ善イ時分丈ハコキ使ハレル丈使ヒチラシ云々」と語った、家内工業的織物工場女工の同工場政府調査員に対する談によれば次の如くである。

「私が病氣デ頭ノ腫物ハ五年越持チ続キ其上三四ヶ月前カラ病氣デ御飯モ咽ヲ通ラズ、ソレモ味シイモノナレバ或ハ一碗二碗位ハ喰ベルノデアリマセウガ、何分麥沢山ニ申訳バカリノ副食物故普通ノ健康デモイヤイヤナルニ況シテ病ノ身デ冤テモ咽喉ヲ無難ニ通過スルコトハ思ヒモヨリマセン、夫故毎日オ湯バカリガブガブ吞ンデキマシタラ、手足ハ線香ノ様ニ細リ骸骨ヨリモ甚グシクナツタモノデスカラ貴様ノヤウナ「キタナラシ」阿魔ハ早く何処ヘナリト出テ行ケガシニ扱ヒマシタ。(18)」

更に注目すべきは、かくの如き奴隷待遇的にして動物飼料的な粗食を支給するばかりではなく、これに対する独立の食堂の設備も存することはない点である。例えば、生糸工場の場合の如きは

「食堂ハ板ノ間ニ卓子腰掛ヲ排列シ其上ニ食器ヲ載セタル処アリ、或ハ板ノ間ニ筵ヲ敷キ長机ノ如キモノヲ備ヘ、工女ハ其側ニ坐シテ食スル処アリ。(19)」(「生糸職事情」の報告)

二 概括的分析

以上の明治政府当局の調査報告によって示された具体的事態によって明らかなる如く、例えば相生・足利地方の女工をして『お鉢引き寄せ割飯眺め、米はないかと眼に涙⁽²⁰⁾』とうたわしめた程にして、「『米の飯』の一言は如何にかれ等の耳に快く聞ゆるか」の「情を酌んで意を同うする者は、監獄の囚人と禅堂に業を修する居士の外あらざるべしと言へるものあり、或は然らんか。(21)」と「日本之下層社会」の著者をして記述せしめるに至った対囚徒的粗食と、極度に狭隘・不衛生的にして、且つ監禁的構造が、13時間以上18時間、時には20時間以上もの無規律の過度労働を一方的に実施せしめる身体を維持する物質的条件であるとすれば、寄宿舎は、正に、その美名を裏切り、その実態は、物質的条件に関する限りにおいても既に、政府調査員をしてさえも生命の「健全得テ望ムベカラズ⁽²²⁾」と報告せしめ、また「日本之下層社会」の著者をして「豚小屋に類して醜陋見るべからず⁽²³⁾」と表現せしめた程の形態の下に、宿舎たるに値いしないものであることは、喋々を要しないところであろう。

かくては、労働者は、独り労働時間内＝生産過程においてのみならず、労働時間終了後＝労働力再生産過程においてさえも、工場生産構造の中に組み入れられた、生産要素たる「労働力」の提供者として、自己の人的＝人格的存在形態を殆ど現わしめえず、寄宿舎生活＝労働力再生産過程におけるその存在形態は、生産過程＝労働過程の中におけるそれとは、その存立基盤において、基本的には決して無縁なものではなく、一つの工場生産機構に内在する体系的なる身分的支配——隷属関係の下におかれたものとしての、労働力の存在形態他の側面こそが、寄宿舎内における労働力のそれである。労働者の寄宿舎生活は、それ自体としても、上述の如き対奴隷的囚徒的に虐待的な——刑罰準備的な——物質的諸条件の下において、いわば、労働時間内における、いわゆる「白い奴隷」としての苦役の延長の側面を表現するものというも過言ではないのである。かかる意味において、近代法秩序の下に、商品化された労働力の担当者がまさに人格者であるという、生産要素＝労働力の人格的存在の尊厳さに対する冒瀆が、再びそこに、いわば一種の懲戒的性格をおびて恣意的に行われていることを知りうる。

これを換言すれば、要するに、寄宿舎がもつこれらの前近代的な、資本制以前の悪条件の支配的存在は、労働者の「人たる」に値いする、明日への生存の条件を維持すべきことに対する「配慮」を経営者が欠如していることを再び意味するものとして、労働時間中＝労働関係において認識されたと同様に、身分的支配が、同時に絶対的支配の要素を内在せしめつつ、寄宿舎労働力の管理の中にも自己を貫徹していることを、容易に理解せしめるに足るものである。別言すれば、後述の「扶助」の本質的性格をも併せて考慮するならば、初期の近代的生産関係における個別資本の社会政策の封建的性格を、寄宿舎対策の中に先ず以て見出しうるのである。

第三節 寄 宿 舎 の 管 理

一 概 説

寄宿舍の内部の構造、施設にして上述の如くであるとすれば、それが翌日の労働力の再生産に必要な休息と、「織物職工事情」の報告文中の言葉を以てすれば、「工女等ヲシテ寄宿舍ニ帰レバ彼等ガ自己ノ住家ニ帰来シタルガ如キ心持タラシメ彼等ヲシテ静養其宜シキヲ得セシムル⁽²⁴⁾」如き、家庭生活に代替すべき「住居」たることを主目的としないことだけは明白である。そして、かくの如く、寄宿舍が宿舍たることを目的の一つとしながら、それが宿舍たるの物質的諸条件をある程度も具備しない、あるいは、具備しえないことは、それが有する他の一つの機能によって制約されているからに外ならぬ。然らば、この、他の機能とは何か。それ即ち、労働者の「逃亡」防止＝労働力留置の手段に外ならない。各室に外部から「鎖錠」する方法を設けたという、監禁的な上述の構造上の特質は、その有力な物質的面上における証左となるものであり、他面、それにもまして重大な根拠をなすものは、寄宿舍管理の面において、経営者の恣意的 willkürlich な、しかも前近代的な方法による、嚴重苛酷な外出制限と、外出制限と同一の効果を企図する意味を有すると考えられることにおいて、外出制限と結合するところの、通信に対する干涉制限が一方的に行われ、しかもこれらが一般的に行われた事態である。

以下また、当時の資料に基づいて、これらの、労働者の自由に対する不当な拘束の具体的事態を実証するであろう。

二 外出制限——「逃亡」防止 (1)

金と交換に買いとった労働力なればこそ、その労働力の担当者たる労働者の行動の自由を容認しえないとする〔前近代的な支配〕観念の下に、火災時においてさえも寄宿舍内に監禁状態におく、経営者の絶対的権力が、平常時において、労働者の行動の自由を束縛することは、極めて日常茶飯事的でありえたといわねばならない。紡績工場「職工係」が「職工事情」調査員に語るところによれば、

「夜中ハ番人ヲシテ寄宿舍ノ周圍ヲ巡邏セシム、火事番ノ非常掛アリ、逃走ヲ企ツル者ハ此非常掛ニ取り抑ヘラルルモノ多シ。

女工ノ居レル各室ニハ室長アリ、室長ハ常ニ職工ノ挙動ヲ視察シ若シ其不埒ヲ見届ケテ告発スルトキハ賞与ヲ施スノ規定アリ。⁽²⁵⁾」

室長や番人が寄宿舍ないしは工場施設内の警察権的権限を担当せしめられるところにおいて、寄宿舍は宿舍として存在しえず、監禁施設＝拘禁所〔監獄〕的機能を作用するは必然であった。従って、かかる条件の下に、また、労働者の外出に対する制限は実に嚴重を極め、その制限の不当性を実証する事態は、「職工事情」及び同附録の一、二にまた多くの記録が残されているところである。若干の事例を引用すれば次の如くである。先ず、前掲紡績工場「職工係」の談は、更に続けて曰く

「〇〇〇ニ於テハ平常時ハ外出ヲ禁ジ休日丈ケ外出ヲ許ス、〇〇〇ニ於テハ毎日外出ヲ許スト雖モ給金ヲ渡シタルトキハ暫ク外出ヲ禁ズ。」(同前註)

「綿糸紡績職工事情」の報告も、右の談の信頼性を裏づける、同様の事態に関するものを含むものであった。

「入場後数日間ハ休日ト雖モ外出ヲ許サズ、賃金支払日ノ前日位ニ外出セシメ又ハ止ムヲ得ズ外出セシムル場合ニハ附添人ヲ附シ又賃金支払後数日間ハ特ニ寄宿舍ノ周圍ニ見張人ヲ巡回セシム云々⁽²⁶⁾」

元紡績女工本人と同上調査員との問答要領によるも、同様であり、しかも事態は具体的に示される。

「新マイモノハ一ヶ月休マズニ働カネバ外出サセヌ平常ハ中々外出サセヌ、私共ハ六七度類ンデ昨日日曜日ニヤット出シテ貰フタ位ダ、尤モ其前私共ヲ世話シタ呉服屋サン処迄行ツタケレドモ其時ハ小使サンガ付イテ居タ、工場ハ一週間々々ニハ休ムケレドモ其休日モ余程類マナキヤ外出サセヌ、新マイ許リデナク長ク務メテ居ル人モ休日ニハ類マナケレバ外出サセヌ。(27)」

外出を許可する場合においても、経営者側の監視人を同行せしめるは他の工場においても同様であるが、これらの工場における外出制限は一層徹底した方法をとった。マニュ・生糸工場においては、同「職工事情」の報告によれば

「工女ノ外出ハ頗ル不自由ニシテ諏訪地方ノ如キハ概シテ之ヲ許サズ、若シ事故アリテ之ヲ許ストキハ附添人ヲ附シテ監督セシム、工場ニ依ツテハ外出時間ヲ夕食後一時間ニ限り、一日ノ外出者ヲ五名ニ限レル処アリ、又浴場ノ設ナキ工場ニ於テハ一定ノ時間入浴ノ為メ工女全数ノ外出ヲ許ス処アリ、又外出ヲ許ストキハ外出券ヲ交付スルハ一般ノ事例ナリトス。(28)」

であり、家内工業＝織物工場においては、同「職工事情」調査員に対する桐生地方住民の談によるに

「……此ノ休業日トテ工女ヲシテ勝手気儘ニ遊バシメルカト云フニ然ラズ、只仕事ヲナサシメザルノミニテ甚シキハ終日外出ヲ許サズ、外出ヲ許ストスルモ午前午後ノ二度トナシ町内ヲ廻ル位ニ止マレリ、夜ハ一切外出ヲ許サズ。(29)」

である。前章「体罰」の項において引用した、刑事訴追にかかった虐待事件の発生工場である、かの埼玉県コルテン工場においては、文字通り、囚徒拘禁的方法による外出禁止が強行された。即ち、「職工事情」の附録(一)によれば

「工場ノ周囲ニハ堅牢ナル柵ヲ設ケ其間表門及木戸ノ設アルモ昼夜ノ別ナク常ニ之ヲ鎖シ少シモ工女ノ外出ヲ許サズ、又外部ヨリ工場ノ模様ヲ窺フコトヲ得ザラシメ云々(30)」

であり、ここに至れば、正に工場機構自体が一種の拘禁的存在形態において、自己を露出しているというべきである。

三 通信の自由の拘束——「逃亡」防止 (2)

外出制限を行うのと同一の封建的な規範的意識の下に、外出制限と直結し、しかもこれと同一の意図の下に行われるものとして、注目されるべきは、明法憲法典上保障される人権としての通信の自由、即ち信書の不可侵権に対する不法な侵害が、無反省的にかつとも恣意的に堂々に行われたことである。

前出の元紡績女工と同「職工事情」調査員との問答要領によれば、近代的大工場組織をとる紡績工場についてさえ、次の如き事態が示されている。

「手紙ハ読ンデ悪イ手紙ハ封切りテ渡サスト皆シナガ言フテオ、私ニハ手紙ガ来タカ来ヌカハ知ラン、此間名古屋カラ来テ居ルモノノ御父サンガ来テ御前ニ手紙ヲ二本出シタガ取ツカト聞タラ取ラヌト云フタ、其レカラ帳場ニ掛合ッたら忘レテ居タト云フテ渡シタコトガアル、読ンデ善イ手紙ハ必ラス手渡シスルケレドモ悪イ手紙ハ渡サヌ。(31)」

某「逃亡」紡績女工の同上調査員に対する談(既出)によっても、同様の事態が示されている。

「寄宿舎係リハ全体ヲ監督シ一室毎ニ室長アリ……工女ニ來ル信書電報等ハ一切之ヲ検閲シ差支ナキモノハ間違ヒテ封ヲ切リシト言訳シテ渡シ呉レルモ工女等ノ手紙ヲ被見シテ会社ノタメニナザルモノハ全ク渡サザルカ又ハ斯々ノ手紙若クハ電報來リタリトテ一部分ヲ話ス位ナリ、若シ帰郷セヨトノ手紙アルトキハ会社ノ借金サヘ私ヘバ何時デモ帰郷セヨトハ毎々言フ所ナリトノコトナリ。(32)」

マニュ・生糸工場においては、事態はより悪質なものがある。同「職工事情」の報告によるに、諏訪地方において

「諏訪地方ノ如キハ発信受信トモ一応帳場ニ於テ之ヲ受け点検ノ上差支ナシト認メタルモノノミ之ヲ取次ギ、其他ハ時宜ニ依リ本人ニ説諭ヲ加ヘ或ハ閉業マデ預リ置キ甚シキハ没収スル工場モアリト云フ。(35)」

四 その他人身の自由の拘束

法上保障された、近代社会における人間の自由の侵害行為は右につきるものではなく、労働者の親族の不幸時における帰郷の拒否、「鎖錠」の施行による飲料水の摂取困難、就寝の自由の束縛などの諸事態が、また「職工事情」の附録(二)に記録されていることに想到するとき、寄宿舎の主目的がおかれる点が何れにありやは、いよいよ明白となるであろう。

近代的大工場制・紡績工場において、大阪地方における元紡績女工と既出政府調査員との問答によれば、親族の危篤状態に際する帰国さえをも許可せざる事例が示されている。事態は次の如くである。

問 「オ前ハ今度ナゼ帰タノカ」

答 「婆バガ病氣デ帰レト云フテキタ、電報ガキタラ役人ニ見セタラ、ウソダロト云フタ、又死ダト云フ電報ガキタ、役人ニ見セタラ死ダノニ帰テモ顔見ルコトモ出来ズ、悲イバカリジャ、帰ルナト云フタ、其内手紙ガ来テ未ダ死ニハセヌガ病氣ワルイ帰ラネバ警察ヘ頼ミ返シテ貰フト書イテアッタ、役人ニ見セタラ電報ニハ死ダト云ヒ又生トルト云フ何ノコトカ分ラヌ；警察カラ来タラ自分カラ言訳スルカラ帰ルナト云フタケレドモ是非帰シテ呉レ、病氣サヘ宜ケレバ一週間デ帰ル、悪ルケレバ一月二月延ビルカモ知レヌガ兎ニ角一週間ト云フコトデ帰ッタ。(31)」

また、元紡績男工の既出政府調査員に対する談によれば、飲料水の摂取が、宿舎の出入口に対する施錠により不可能の状態におかれる事例さえも示されている。

「夜中ハ工場ノ出入口ヲ外部ヨリ錠ヲ下ロシテ閉鎖シマスカラ暑中ナドハ午前二三時頃トモナリマスレバ工場内ニアル飲料水ガナクナリテ工女ナドハ甚ダ難儀シマシテ始終出入口ノ戸ヲ叩イテ飲料水ヲ請求スル者ガアリマス。(35)」

マニュ・生糸工場においては、就寝の自由さえも存在しない事例が、前橋地方に見出される。即ち、同地方女工の「職工事情」調査員に対する談はこれを明らかにする。

「夜ハ大概点燈後暫時ニテ終業致シマス、ケレ共直グ自分勝手ニ寝ルコトハ親方ガ許シマセンカラ何モスルコトガナクッテモ午後ノ九時前後迄ハ起キテ居ナケレバナリマセヌ云々(36)」

第四節 寄宿舎制度の本質的性格と法的構造

一 以上、われわれは、寄宿舎が有する現実の物質的条件と、寄宿舎内労働力の管理の構造実態につき、実証的に可成詳細な考察を試みた。かく見てくれば、何人も最早、「職工事情」調査員に対する元紡績女工の談の言葉の如く、工場労働者＝人格主体＝自由が「全クノ籠ノ鳥ト同様(37)」の状態に封鎖されている、という単純な表現を用いざるをえないことになるが、かくの如き囚徒拘禁的あるいは奴隷＝牛馬の監禁形態——即ち虐待形態において、人身拘束が行われることは、労働者にとって、彼らの経済的關係の如何にかかわらず、法原理的に平等に保障される私生活自由の市民的規範原理が妥当しない、いやむしろ否定されている事態が存在することである。これを強く表現すれば、かくの如き事態を前にするときは、既述した、逃亡に対して行使される制裁＝体罰の事態との統一において理解する場合、工場経営者は、恰も、封建領主 Grundherr が、農奴身分の諸規定の下に、労働力確保のために逃亡農奴に対して行使する、いわゆる「追求権」(droit de poursuite) (備考参照) 的な Gewalt の担当者たる地位——そのように封建的な支配的地位——を再出したかの如くである。

何はともあれ、法上人格的存在たる労働力が人格ぐるみに、工場経営者の封建的な恣意 Willkür

によって、寄宿舎に緊縛（Shollenbindung）される限り、そこには、商品化された労働力の担当者が、農奴制（Kolonensystem）的あるいは奴隸制（Sklavensystem）的な身分的規定性の条件が復活された条件の桎梏の下に束縛されている事態が、極めて明白且つ端的に表現されている。換言すれば、かかる意味において、自由の欠如態が新たな本質を伴って横たわっており、人と人との人格的な結合関係——私的依存関係が前提とされていることに外ならない。労働者の隷属関係（Abhängigkeitsverhältnis）が、所有関係の支配が、従ってまた資本制的生産技術構造の内面的要求が立ち及ばないところの、それらにとっての外的関係においてまでも前提されていることは、工場経営者が、生産手段所有者——労働者＝労働力商品所有者と対等な商品所有者——たるの性格・地位を越えて、身分的権威者としての自己を、経営内部の全領域において、樹立し、あらわにしていることを裏づけることの最も有力な証左である。信書の検閲、外出の自由の拘束についても、同様の規定が成り立つことは繰返えしいうまでもない。

ところで、また着眼点をかえてみれば、労働者の信書を検閲・没収し、その親族の重病に際する帰郷を拒否することの真の狙いが、労働者と工場生産の外界との連絡による、彼等の逃亡（退職）の可能性を、経営者が危惧し、これを防止しようとするところにあることは明白であるが、これらの反市民的規範行為は、同時に、一方において、「法律ニ定メタル場合」に限定的に国家機関にのみ容認される信書の検閲を、私人たる工場経営者が、労働者本人の自由意思に問わず、一方的に行うことにおいて、明らかに明治憲法典第26条（信書の不可侵権）が空文化していることをも、ここにおいても注目すべきであろう。事態は、外出の禁止行為の法的評価において同様である。即ち、外出禁止行為についても、次の一事を注意しておくであろう。

いうまでもなく、労働者は、労働契約上の労働力提供の義務を怠らない限り、その一切の自由を奪われることはないのであり、従って、彼の自由意思に基礎をおかないところの、即ち経営者の一方的意思＝恣意（Willkür）〔＝強制 Gewalt〕による、社会との交通遮断、外出禁止の行為は、——労働者の市民的自由を剥奪する行為としては、明治憲法上も人権侵害の法的評価をうくべきものと考えられる——その不法性と相俟って、労働強制の契機を形成しつつ、〔明治〕刑法典第220条第1項が規定する不法監禁罪を構成するものであり、この点はまた後の裁判所の判決においても承認されたことでもある。本来労働力の再生産が行われるべき場所として、労働者の福利施設たるべき筈の寄宿舎の管理構造の内面に、かくの如き刑法犯が構成されていること自体は、寄宿舎をして宿舍と呼ばしめえないことを支える、基本的な要因でなければならない。

〔備考〕

雇主が労働者の意思に反して外出を禁止した行為を監禁罪に問擬した判決は大正4年の大審院判決においてみられる。

「契約ニヨリテ工業主ノタメニ一定ノ職務ニ服スル職工ノ如キハ其契約期間中ハ契約ノ趣旨ニ従ヒ勞務ヲ強要セラルヘキモ、右勞務ノ遂行ヲ妨害セサル限り一切ノ自由ヲ奪ハルヘキニ非サルハ勿論、一定ノ時限中不法ニ其居所ト外部トノ交通ヲ遮断スルカ為メニ出入口ノ戸ヲ外部ヨリ鎖鑰ヲ施シ外出ヲ禁止シ因リテ職工ノ自由ヲ奪フカ如キハ刑法第二百二十条第一項ノ不法監禁ヲ構成スト謂ハサルヘカラス」

〔故ニ〕「室内ニ相当ノ設備ヲ為シ職工ノ健康保全及ヒ慰安娛樂ノ方法ヲ講シアリトスルモ苟モ契約ニ因ルニ非シテ職工ノ自由ヲ侵害スヘキ方法ヲ以テ其出入ヲ禁止スルハ監禁罪ノ成立ヲ妨ケス⁽³⁸⁾」

封建制下の農奴身分規定と領主の逃亡農奴に対する「追求権」については、拙稿「所有権の歴史性D封建制(1)」、高知大学教育学部研究報告 第10号 42頁参照。

二 第二節及び第三節において考察されたところを総合するときは、要するに、寄宿舎が全体としても、その構造面からしても、全く本来の「幸福増進設備」＝福利施設としての内容を具備していないこと、そしてこのことが、労働力留置〔＝拘禁〕という、寄宿舎の他の機能により制約されたことの結果であることは明白となる。この点、即ち寄宿制がその中に内在する労働力留置の機能

は、既出の明治の官僚主義的社会政策学者関一氏さえも既に着目したところである。

「本邦工場中、生糸、織物工場等の如き女工を使用する工場に於ては、概して寄宿舎を設くるの状あり。而して、其目的は他地方より出稼の職工に住居を供するにあるは勿論なれども、其実は職工の逃走を防ぎ、工務上の支障を減少せんとするもの大多数を占め……是等の制度〔外出制限、通信の自由の拘束—宇田〕は年少の婦女の風紀を維持するに於て、幾分か必要ならんも、其主眼とする所は風紀の維持に非ずして女工の供給を豊ならしめんとするものたるは疑を容れず⁽³⁹⁾」

従って、また、その存在性格は石原修博士によって

「寄宿といふことは一つの拘禁制を含んでゐる、意思の束縛をつけやすいといふ事柄を含んで居る⁽⁴⁰⁾」とされる所以である。

これによってみるに、何れにしても、寄宿舎は、その実態において、福利施設としての性格よりは、労働力の身分的＝絶対的権力的な拘禁のための施設としての性格を、より強力に内在するものであったのであり、特に現実的には、激甚なる「職工争奪戦」に対処する、労働者〔女工〕「逃亡」防止のための手段として利用されたものであることを、理解しうる筈である。而して、このことの半面は、その後において漸次に寄宿舎生活の自由の拘束が緩和されつつあったようではあるにしても、なお依然として、一般的にはその物質的諸条件の改善の不完全な状態が持続した事実とも相俟って、前出関氏の言葉を以てすれば「業主が労働者保護の観念薄きの一証となすべき⁽⁴¹⁾」ことを意味し、別の角度から表現すれば、労働者＝商品労働力所有者は、経営者の寄宿舎制の下において、寄宿舎の内面＝労働時間外においても、再び、そのような法主体としての〔労働力としての〕彼の人格的存在を〔殆ど〕貫徹せしめえないことを意味し、工場経営者の側に立っていえば、経営者は、資本制的必然性が表現する、労働力〔＝労働者〕の、生産要素の担当者たるの地位においてよりも、すぐれて身分的支配〔＝身売り契約〕の対象——あるいは前借金の担保価値——として把握する思想が表明されていることを、意味するものである。しかもまた、かかる表現が成り立つとすれば、かかる、寄宿舎の内面における労働力＝労働者の存在形態・性格は、契約において予定されたところの〔任意〕退職自由の絶対的拘束に、まさに対応する事態とみるべきものに外ならないのである。

かくて、寄宿舎制度は、その美名に反し、それ自体、一種の労働力の拘置制であるといわねばならぬ。即ち、寄宿舎制度は、かの前借金制度や強制貯金制度と同様に、身分的＝権力的労働関係——これが雇傭契約関係において予定されていたものであることを忘れるべきではない——を強化する有力な手段としての地位をあたえられる。換言すれば、このことは、生産過程＝労働時間中における労働力の支配形態と、寄宿舎＝労働時間終了後における労働力の支配形態とは、相互に不可分の関係において結合するものであり、前者の支配形態を身分的支配隷属性のものとして維持するがためには、後者のそれも、前者に矛盾しない、これに対応するものであることが必要であったといわなければならないのである。

ともあれ、寄宿舎は、宿舎としてではなく、何よりも先ず労働者の自由の不当なる拘束の場所——労働者の身柄の経営者の拘束の手段として機能したことは理解されえた。かくて、「問題は依然として、寄宿制度そのものであり、資本制以前の強制である。だがこれらの経済外的強制が強制自体を自己目的とする無意味なるものでなくして、職工の足留め・能率増進という経済的要求に根ざしているところに新たな本質が見出される⁽⁴²⁾」とされる所以である。

三 (結び) さて、寄宿舎制度に内在的な、かくの如き経済外的強制 (ausserökonomischer Zwang)、従って、その現象形態としての、寄宿舎の拘禁所的構造による外界との交通遮断、よって以て労働者を「囚徒」化⁽⁴³⁾する監獄部屋たるの寄宿舎の存在形態は、他の面において何を意味するものであるかについては、かの半封建的な工場罰＝体罰〔＝虐待〕の実施及びその現実形態をも思いあわせて、若干の事柄を、本章を終るにあたって附言しておくことは、無意義ではなからう

と考える。

われわれは既に、労働過程を媒介する契機は、身分的要素が加重されたところの、〔資本制的〕経済的に規定された強制 Zwang であることを理解した。即ち、労働過程——労働関係における労働者の工場経営者に対する従属関係は、決して単純に資本制経済の関係にあらず、多分に封建的要素、換言すれば経済外的なものが混合する構造を有するものであった。だが、一旦、生産過程（労働過程）＝労働時間の拘束から解放されたときは、労働者は、一般的通常の経営内秩序に服するの外は、これらの法的決定に基づかない身分的な従属関係からも解放されて、法的決定に基づく人格の自立＝「自由な」労働者“Freie Arbeiter”即ち権利主体 Rechtssubjekt たるの地位を回復するのでなければならない。

然るに事實は、上来観察した如く、そしてまた体罰の項における「逃亡」に対する虐待〔制裁〕にみる如く、逆であり、生産過程——労働関係における身分的な支配関係は、そのまま寄宿舎の管理の中に延長され、持ち続けられて再出した。否、より積極的にいえば、その身分的な支配たるや、封建的土地所有が規定する農奴制的支配をむしろ越えるものさえ露呈する。寄宿舎の拘置所的構造、外界との原則的交通遮断、「逃亡」に対する虐待の実態は、そのことの最も有力な証左となすに充分である。これらの虐待が、労働時間外においても、支配的存在を示す事態が、生産過程における労働強制を貫徹するための必然的な前提としての、工場内部への労働力の留置〔能率増進〕を、意図したことの現象形態であるにしても、それらは同時に、工場労働生活の全体が、労働者にとっては、復活された農奴制（Kolonensystem）あるいは奴隷制（Sklavensystem）の桎梏を累加するものとして現われることの基本的形態の一構成要素であるとする事は、決して過言ではあるまい。

即ち、既述の如き寄宿舎の構造と、そこにおける市民的自由の絶体的な拘束において、あるいはまたこれらに加えて、工場懲罰＝体罰の実態において、労働者は最早、自由な法上的人格 Person たることをやめて、工場経営者の恣意 Willkür の下に、強く表現すれば、全く、恰も、アリストテレス Aristoteles の表現によれば「生ける道具」として存在し、ウェーバー M. Weber をしていわしむれば「生産資本として人間 Menschenkapital⁽⁴⁴⁾」であり、あるいはまたエヴェリングが「意思なき隷属者 Willenlose Dienern⁽⁴⁵⁾」と呼び表現した奴隷＝“物” Sache と“人”との関係が復活された関係と形容しうるもの——奴隷労働の場合、そのような規定性において、法的決定に基づく物的強制に対応する直接的関係が支配する（註46を参照）——、即ち別言すれば、そのような意味型相での一種の物権的支配が、契約〔価値法則〕を媒介として、工場生産機構（寄宿舎〔制度〕は、この場合、その構成要素としての地位を占める）の下に、資本制的所有関係＝階級関係の上に累加された、自己を見出す、といっても過言ではないのである。この点は特に、直接的に労働強制の実態を形づくる場合の苛酷な体罰〔＝虐待〕の具体的形態（前章第二節第三款三の（2）「労働強制」の項を参照）を併せて考慮する⁽⁴⁶⁾ならば、一層明らかなことであろう。

要するに、今やまた寄宿舎制度の桎梏の下におかれることによって、労働者は幾重もの奴隷制的拘束に従属したことになる。そして寄宿制度＝労働力の拘置制は、かの労働力「争奪」〔＝一種の物権的支配〕に対応しつつ、両者は結合して産業革命時に確立したのである。

〔註〕

(1) 明治44.4.3刊、関一「工業政策下」、大正2.6.13訂正版 426～9頁。傍点は宇田。

(2) 関・同上書 429頁。

(3) 今、産業資本確立期の明治43年における統計をみるに、繊維工業にあっては、従業員6割以上は寄宿工であり、生糸業の如きは従業員1,000人当り861人が寄宿工である。

種類	調査工場数	寄宿	社宅	通勤	計
紡績	41	655	65	280	1,000
生糸	14	861	0	139	1,000
織物	5	600	14	386	1,000

(備考) 石原修新稿「労働衛生」270頁より引用する風早八十二「日本社会政策史」74頁による。

- (4) 「綿糸紡績職事情」, 「職事情」第1巻 140~1頁。
 (5) 「職事情」第1巻 202頁。
 (6) 同上書 302頁。
 (7) 同前書 302~3頁。
 (8) 同前書 202頁。
 (9) 同前書 141頁。
 「寝具二枚デハ二人一緒ニ寝テモ寒イカラ始終風ヲ引ク, 独リテ寝ルモノハナイ, 皆ナ寒イカラ二人又ハ三人一所ニ寝ル。布団ニハ風が大変クツイテ居ルケレドモ寒イカラ仕方ナシニ着ル, 実ニ気味が悪イ。」(明治34.2, 元紡績女工と「職事情」政府調査員との問答要領, 「職事情 附録二」, 「職事情」第3巻 215頁, 傍点は宇田)の如き事態は, 寄宿舎の不衛生の状態を示すに充分な事例であり, 生産様式の近代化をいち早く試みた大工場制・紡績工場においてかくの如き状態とすれば, その他のマニユ, 家内工業については察するに余りあるものがあるといえよう。
 (10) 労働者の寝室の畳数は, 戸田正三医博の記述によれば, 「最小限」, 「成年男子一人に就き, 普通の構造を有する私室にては二畳半, 女子なれば二畳を要する。」とされている(風早前掲書77頁における, 戸田正三「機械設備と保護設備との矛盾」, 工場衛生資料大正10年刊, 20頁の引用を借用。
 (11) 「職事情」第1巻 302~3頁。
 (12) 大日本帝国議会誌 第5巻 794頁。
 (13) 「職事情」第1巻 202~3頁。
 (14) 同上書 305頁。
 (15) 明治35.2談, 「職事情附録二」, 「職事情」第3巻 285頁。
 (16) 「職事情」第1巻 140頁。
 (17) 明治34.1談, 同前「附録二」, 同前第3巻 192~3頁, 傍点は宇田。
 (18) 明治35.9談, 同前「附録二」, 同前第3巻 300~1頁, 傍点は宇田。
 (19) 「職事情」第1巻 203頁。
 (20) 横山源之助「日本之下層社会」, 岩波文庫版 99頁, 傍点は横山。
 (21) 横山・同上書, 同上99~100頁, 傍丸印は横山。
 (22) 「織物職事情」, 「職事情」第1巻 307頁。
 (23) 横山・前掲書, 前掲 150頁。
 (24) 「職事情」第1巻 305頁。
 (25) 明治33.9談, 前掲「附録二」, 「職事情」第3巻 164頁。
 (26) 「職事情」第1巻 52頁。
 (27) 明治34.2, 前掲「附録二」, 「職事情」第3巻 212頁。
 (28) 「職事情」第1巻 202頁。
 (29) 明治35.10談, 前掲「附録二」, 前掲第3巻 314頁。
 (30) 「職事情」第3巻 35頁。
 (31) 前掲「附録二」, 前掲第3巻 215~6頁, 傍点は宇田。
 (32) 明治35.7談, 前掲「附録二」, 前掲第3巻 297~8頁。
 (33) 「職事情」第1巻 203頁。
 (34) 明治33.8, 前掲「附録二」, 前掲第3巻 153~4頁, 傍点は宇田。
 (35) 明治34.8談, 前掲「附録二」, 前掲第3巻 252頁, 傍点は宇田。
 (36) 明治35.10談, 前掲「附録二」, 前掲第3巻 309頁, 傍点は宇田。
 (37) 明治34.8談, 前掲「附録二」, 前掲第3巻 251頁。
 (38) 大審院判決録 大正4年刊, 1895頁。
 (39) 明治43.3.15刊, 関一「労働者保護法論」95~6頁。傍点は宇田(なお同氏「工業政策下」429頁にも同様の記述がある)。
 (40) 石原修, 新稿「労働衛生」270~1頁, 風早・前掲書74頁の引用を借用。
 (41) 関・前掲「保護法論」96頁。
 (42) 風早・前掲書 76頁, 傍点は風早。

- (43) 明治社会政策学者桑田熊蔵博士もこの存在形態を認めた(明治42. 12. 25刊, 同博士「工場法と労働保険」312頁参照).
- (44) ウェーバー「一般社会経済史論」(M. Weber: Abriss der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte) 第2章第2節三, 黒正巖他訳 上巻 258~9頁.
- (45) 石浜知行「労働の歴史」34頁による.
- (46) この点については, なお, 奴隷労働の特質ないしその法的構造を論述した, 高知大学学術研究報告第6巻第3号, 拙稿「古代奴隷所有制」Ancient Slaveholding System (近代所有権と従属労働〔その三〕, 所有権の歴史性C)の二の註②及び三を参照されたい.

(昭和38年7月4日受理)